

教育費問題の解決策

－負担の時間分散を支援する教育資金積立制度－

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 教育とは、個々人にとっては能力を高め将来の可能性を広げたり収入を増やすための投資であり、国にとっても国際競争力を維持するために必要不可欠な投資である。しかし直近で家計を取り巻く状況が変化中、教育費の問題が以前にも増して注目されてきている。
2. 教育費の問題は、景気悪化による収入減といった問題だけではなく、人口動態的な面とも密接に関連している。年金、医療、介護など様々な局面で家計の負担が増えており、長生きすることで自らの生活資金が枯渇するリスクを考慮したときに、教育に充当できる資金が減少している一方、教育費負担の重さが少子化の要因の筆頭として挙げられるといった悪循環も見られている。
3. 加えて、教育費の負担感が低所得家計だけでなく平均的家計においても高まっており、平均的家計でも進学をあきらめるリスクが生じている。この背景として、①年齢と共に右上がりになる賃金システムの崩壊、②相続タイミングの後ずれ等が指摘できるが、この負担感の高まりに対し、教育機関や政府の支援体制は充分とはいえない。しかし政府の財政状況に余裕がなく、教育支出を大幅に増やせない中では、現実的な政策は家計の自助努力を支援する政策であろう。
4. 家計の教育費問題の本質は多額の支出が大学在学期に集中することにある。この解決策は支出の集中に対して、家計がその費用負担を「時間分散」する手助けをすることであろう。わが国の場合、公的支援制度は大学進学で費用が発生した「後で支払う」手段に偏っているが、前後双方に時間分散した方が負担感を和らげるために有効であるのは直感的にもわかる。この観点からは、教育資金積立制度の創設など「先に貯める」手段の提供も重要だろう。特に、新たな施策となるので政策の費用対効果も大きいと考えられる。

教育の投資価値

1. はじめに

「教育」は自らの能力を高め、将来の可能性を広げるという意味で、「投資」の一つと考えられるが、わが国は昔から教育の投資価値が理解されている国だった。江戸時代には、各藩は競って藩校を設けていたし、一般庶民の間でも教育の重要性が認識され、手習所や郷学、寺子屋に子を通わせていた。来日した西欧人が日本人の識字率の高さに驚いたことは、江戸期に留まらず戦国期の文献でも伝えられている。

もちろん現在でも、わが国の家計では教育への熱意は依然として高く、例えばわが国の大学・短大進学率は 56.2%、4 年制大学進学率も 50.2%に達し¹、いまや大学進学は平均的な家計にとっても普通の進路となっている。実際、教育の中でも大学教育は良い投資対象と言える。統計的に、大学を卒業することで平均的に高い所得を得ることができるからである。また、教育への投資は個々人だけではなく、社会全体にとっても意味がある。能力の高い労働者が増えることは経済に活力をもたらす基盤であり、少子高齢化が進む日本にとっても重要な投資である。

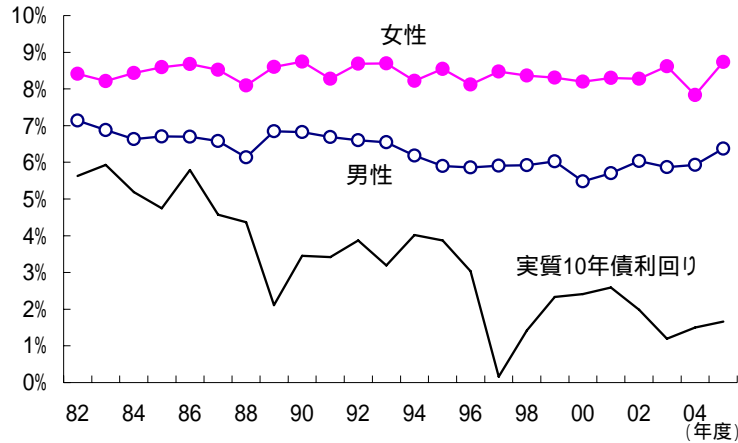
2. 高い教育の投資収益率

現在、大学教育の費用負担は家計自らが大半を負担する状態になっているのだが、これまで家計は教育費を優先的に捻出する努力を続けてきた。子を大学へ進学させると費用が高むものの、大学を卒業してから働くほうが高卒で働くよりも生涯収入が多かったからである。この差を基に教育の投資収益率を計算すると、男性で年率 6%、女性で年率 8%にも達する（図表 1）。

そのため、家計の資産選択肢の一つとして大学教育を考えれば、子を大学へ進学させることは、住宅購入に次いで生涯二番目に高い買い物であるが、高いリターンを得られる良い投資先であったと考えられる。

¹ 文部科学省「学校基本調査速報」（平成 21 年度）より。

図表 1 教育の投資収益率



- (注) 教育の収益として大卒と高卒の生涯賃金の差額を、投資費用として大学進学にかかる教育費用と、大学へ行かずに働いていれば稼げたはずの逸失賃金を考える。これらの投資収益と費用を現在価値に割り引いて、教育の投資収益率を計算した。
- (出所) 宮本佐知子「教育費を誰がどう負担するのか?」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2007年冬号

家計をとりまく状況の変化

1. 公的支援の縮小が続いている

かつてわが国では、教育資金を貯めるため・借りるための両面から家計を支援する公的制度があった(図表 2)。まず、「教育資金を貯めるため」には「教育積立郵便貯金」というものがあった。これは教育資金を準備することを目的とした郵便貯金の一種で、金利は固定・一年複利で満期時一括払いであり、郵貯非課税制度の利用が可能であった。利用者の収入制限がなく、積立終了後4年以内ならば積立額の範囲内で国の教育ローンを利用でき、ローン金利は民間よりも低かった。そのため、この制度は教育資金作りのために人気が高かった。しかし、郵政民営化に伴いゆうちょ銀行に替わってからは、新規申込みを受け付けていない。

「学資保険」も、教育資金を貯めるために広く利用されている。学資保険は、教育資金を貯める機能と万が一に備える保険の機能が組み合わされていることが特徴である。中でも旧簡易保険(現:かんぽ生命保険)の学資保険の総契約者数は、1993年度には1431万人に達していた。しかし、低金利の近年では受取額が払込額を下回っていることで²、貯蓄性の魅力は薄れてきた。また、郵政民営化に伴い政府保証が付されなくなったため、かんぽ生命保険の保険契約者は、他の生命保険会社と同じく生命保険契約者保護機構によって保護されるだけである。

² 金額が不確定な配当金は考慮していない。

図表 2 家計が教育資金づくりに利用できる主な貯蓄／調達手段

	かんぽ生命になり政府保証が付されない	新規申込を受け付けていない	利用の前提となる教育積立郵便貯金は新規申込を受け付けていない
貯める場合			
簡保の学資保険			
生保のこども保険			
郵貯の教育積立郵便貯金			
借りの場合			
国の教育ローン			
財形教育融資			
奨学金			

独立行政法人福祉医療機構による申込の斡旋が必要だが、現在は申込斡旋業務を休止

日本政策金融公庫へ統合、収入基準から子供の数も勘案した収入基準へと変更、実質的な規模が縮小

(注) 借りの場合には、上記の他に中央労働金庫の教育ローンや銀行の教育ローンなどがある。

(出所) 日本経済新聞 2006年9月4日掲載の表に野村資本市場研究所が加筆

教育資金を借りの場合も、国の関与度合いは低下する傾向にある。まず、国の教育ローンの制度については、国民生活金融公庫が扱う教育一般貸付も、同公庫が日本政策金融公庫へ統合されたことに伴い、2008年10月から子の人数によって収入基準を変えた結果、子が2人以下の場合には収入基準が厳しくなった³。郵貯貸付は、利用の前提となる教育積立郵便貯金の新規申し込みは受け付けていない。年金教育貸付は福祉医療機構による申込の斡旋が必要となるが、2008年度から斡旋業務を休止している⁴。

このように、家計が教育資金を確保するための既存の制度では総じて、国の関与度合いが低下している。2009年4月10日に発表された経済危機対策では教育費負担への支援が盛り込まれたが、主に経済情勢の悪化により修学が困難になった高校生・大学生に対する授業料減免と奨学金の緊急支援であり、あくまでも一時的措置にすぎない⁵。

³ これまでは子の数にかかわらず、給与所得者の場合は世帯年間収入が990万円まで融資を受けられたが、現在は子が1人なら790万円、子が2人なら890万円を超えると原則融資が受けられない。逆に、子が4人以上なら収入基準が引き上げられ、4人なら1090万円、5人なら1190万円である。

<http://www.k.jfc.go.jp/kyouiku/ippan/index.html> 参照。

⁴ かつては都道府県の年金福祉協会が窓口となり申込書類を受け付け、その後書類が福祉医療機構へ送られ同機構が申込の斡旋をしていたが、2007年から福祉医療機構が直接申込書類を受け付けるようになっていた。

⁵ 具体的には 高校生への緊急支援のため、各都道府県に基金(3年分・500億円)を創設すること、大学生に対する緊急採用奨学金の貸与人員および奨学金返還猶予者の拡大を行うことである。

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410taisaku.pdf> 参照。

2. 教育費の負担感は人口動態とも密接に関連

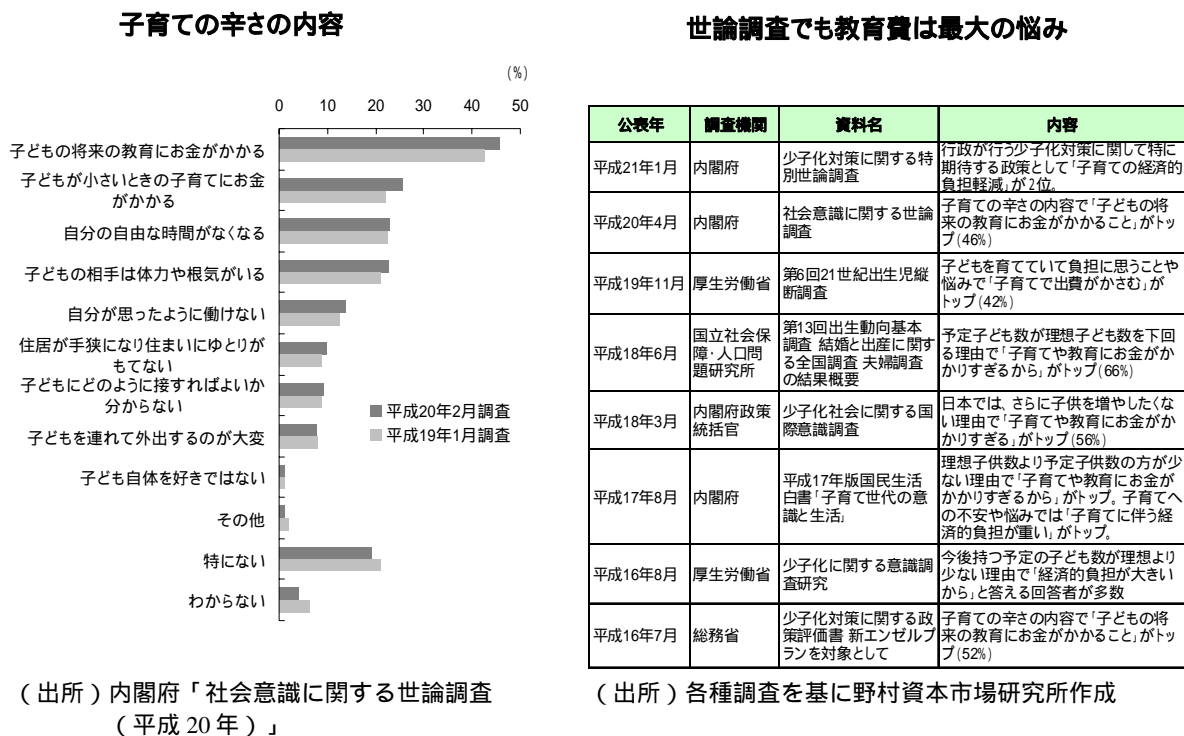
これまで述べてきたことと違った視点であるが、人口動態的な面からも、家計の資金余力がなくなっていること、それによって家計の教育費負担力も低下しつつあることも重要な点として指摘できる。

年金、医療、介護など様々な局面で家計の私的負担が増えていることによって、家計が教育に充当できる資金は減少している。また近年の長寿化により、長生きする間に自らの生活資金が枯渇してしまうリスクも意識されるようになってきている。例えば 50 歳以上で他界した人のうち他界年齢の最頻値を調べると、1970 年は 70～74 歳だが 1980 年には 75～79 歳、1990 年には 80～84 歳、そして現在は 90 歳以上が最も多い⁶。そのため、限られた資金をどう配分するのかという家計が直面する課題は、ますます難しさを増している。今後は、他の用途に対して必要な資金の額が高むために、親が子の教育資金を捻出できずに教育機会を逸する家計が増えることも懸念される。

3. 教育費負担は少子化の大きな要因

世論調査によると、子育ての辛さの内容や、理想通りの数の子供を持たない理由として、「教育費負担」がトップに挙げられており、少子化の大きな理由となっていることが伺われる（図表 3）。今年に入ってから内閣府が実施した「少子化対策に関する特別世論調査

図表 3 教育費負担は少子化要因



⁶ 宮本佐知子「家計の資産選択に相続が及ぼす影響」『財界観測』2007年秋号参照。

査」(2009年1月)でも、行政が行う少子化対策について特に期待する政策として「子育ての経済的負担軽減」が2位に挙げられている。家計の教育費負担支援策は、少子化対策としても求められているのである。後で詳しく論ずるが、教育費負担支援策としてわが国の弱い点は、費用負担を時間分散させるにあたって、家計が先に準備しておくための支援である。つまり、教育資金を予め積立てることを支援する制度であり、このような制度の考え方としては、米国の529プランや英国のチャイルド・トラスト・ファンドが参考になるだろう。以下、家計の教育費負担の現状について述べた後、支援体制について議論していく。

厳しさ増す家計の教育費負担

1. 大学教育費の家計負担が特に重いわが国

家計はどれほど厳しい状況にあるのだろうか。また、なぜそのような状況が生じているのだろうか。

わが国の学校教育費の負担状況を理解するには、他の先進国との比較が参考になる。わが国の学校教育費の水準はOECD諸国の平均程度である。しかし、学校教育費の負担の仕方が他国と異なっている(図表4)。学校教育費の負担割合を教育段階別に比べると、高校段階までは公財政が9割を負担しているが、大学段階では公財政よりも私費負担が多く、中でも家計の負担割合が53.4%と大学教育費の半分以上を家計が担っている。この負担割合はOECD加盟国の中で最も高くなっている。

図表4 教育段階別の学校教育費の公私負担割合

	初等・中等教育(高校段階まで)				高等教育(大学段階)			
	公財政	私費			公財政	私費		
		合計	家計	その他		合計	家計	その他
カナダ	89.9	10.1	3.9	6.2	55.1	44.9	22.3	22.6
フランス	92.5	7.5	6.2	1.3	83.6	16.4	10.3	6.1
ドイツ	81.8	18.2	2.1	16.1	85.3	14.7	x	x
イタリア	96.3	3.7	3.7	n	69.6	30.4	18.0	12.5
日本	90.1	9.9	7.6	2.3	33.7	66.3	53.4	12.9
イギリス	83.0	17.0	13.1	3.9	66.9	33.1	24.6	8.4
アメリカ	91.0	9.0	x	x	34.7	65.3	36.1	29.2
OECD平均	91.5	8.5	~	~	73.1	26.9	~	~

(注) 数字は2005年。カナダのみ2004年。表中の記号xは合計値に含まれているがその項目だけの金額は不明であることを、nは無視できるほど小さいことを、~は計算不能であることをそれぞれ示す。

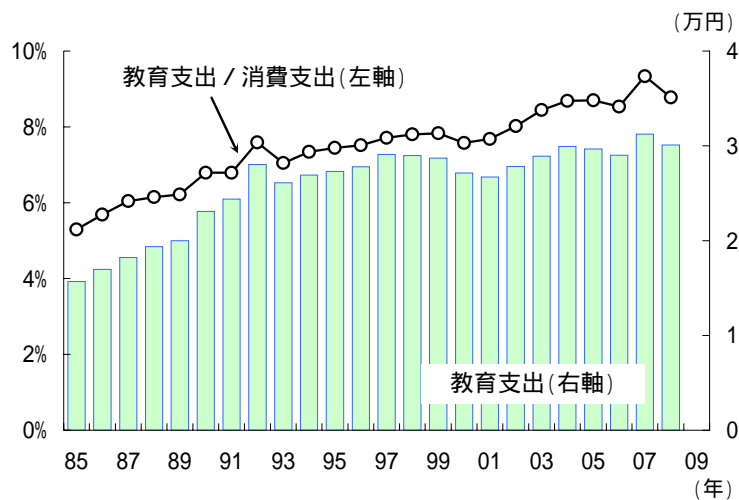
(出所) OECD “Education at a Glance 2008”より野村資本市場研究所作成

2. 高まる教育費負担

今度はわが国の家計データから家計がおかれている状況を眺めてみる。教育支出が家計の消費支出全体に占める割合は不況期の中でも上昇が続いた。その割合は、勤労者・4人世帯の場合、過去20年間に6.1%から8.8%へと上昇している(図表5)。家計が教育支出を優先させるため他の支出を削って充当させてきたことや、教育支出自体も増加したためである。

学ぶための費用を教育段階別に比べると、大学段階が最も高い(図表6)。小学校から大学まで公立(国立)に通う場合、大学段階の費用は総費用の約半分を占めており、大学

図表5 教育支出が消費支出に占める割合



(注) 1. 勤労者・4人世帯の月次平均値。
 2. 教育支出は授業料、教科書・参考書代、補修学習費。
 (出所) 総務省「家計調査年報」より野村資本市場研究所作成

図表6 教育段階別・学校種別の教育費

(万円)

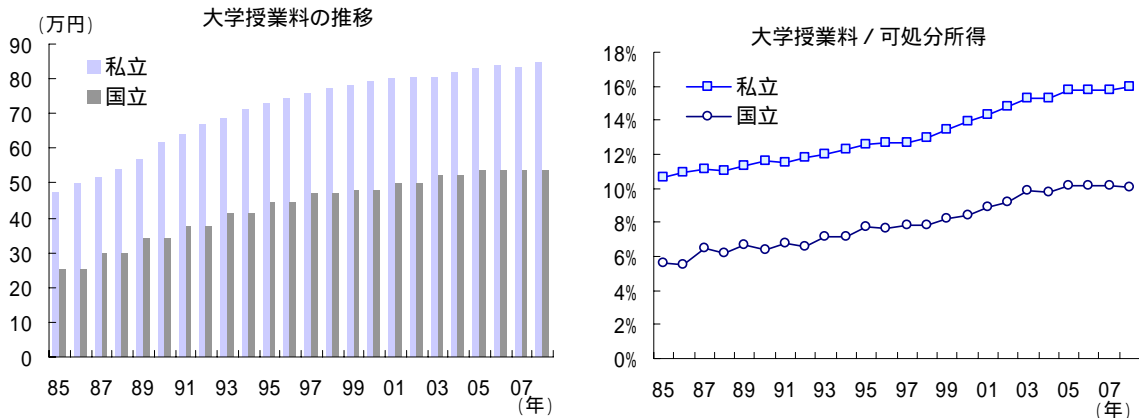
小学校	中学校	高校	大学	合計
公立 200	公立 142	公立 156	国立 418	916
			私立 687	1185
	私立 381	公立 314	国立 418	1074
			私立 687	1343
		私立 381	国立 418	1313
			私立 687	1582

(注) 1. 幼稚園2年分の費用は、公立では50万円、私立では108万円である。
 2. 大学で自宅外通学をする場合は、上記の費用の他に家計支出は4年間で平均248万円必要になる。
 3. 教育費に含まれるものは、高校までは学校教育費・給食費・学校外活動費、大学は授業料や通学費などの学費と生活費である。
 (出所) 文部科学省「子供の学習費調査」(平成18年度)、日本学生支援機構「学生生活調査」(平成18年度)より野村資本市場研究所作成

段階で子を下宿させると親の出費はさらに約 250 万円増える。これまで大学授業料はデフレ下でも値上がりが続いており、その間の家計所得は減少していることから、その分家計の負担感も増している（図表 7）。大学授業料が勤労者世帯の年間平均可処分所得に占める割合は、過去 20 年間に国立大学で 6.2% から 10.1% へ、私立大学では 11.1% から 16.0% へと上昇している。

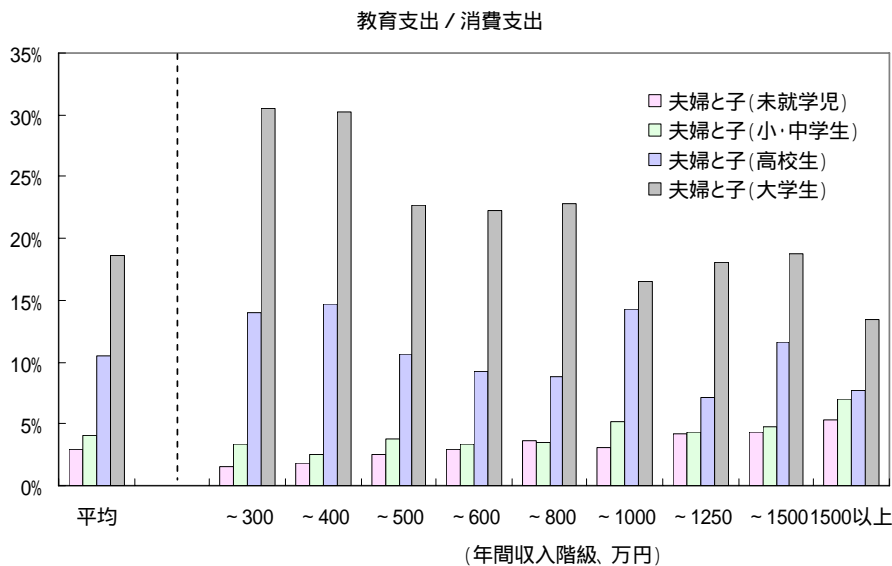
教育段階別の教育費負担について直近の状況を詳しく示したものが図表 8 である。ここでは夫婦と子 1 人の勤労者世帯について、子の教育段階別の教育費負担状況を示している。

図表 7 大学授業料と家計所得に対する割合の推移



(注) 可処分所得は年間値、二人以上の勤労者世帯。
(出所) 文部科学省資料、総務省「家計調査年報」より野村資本市場研究所作成

図表 8 子の教育段階別の家計教育費負担



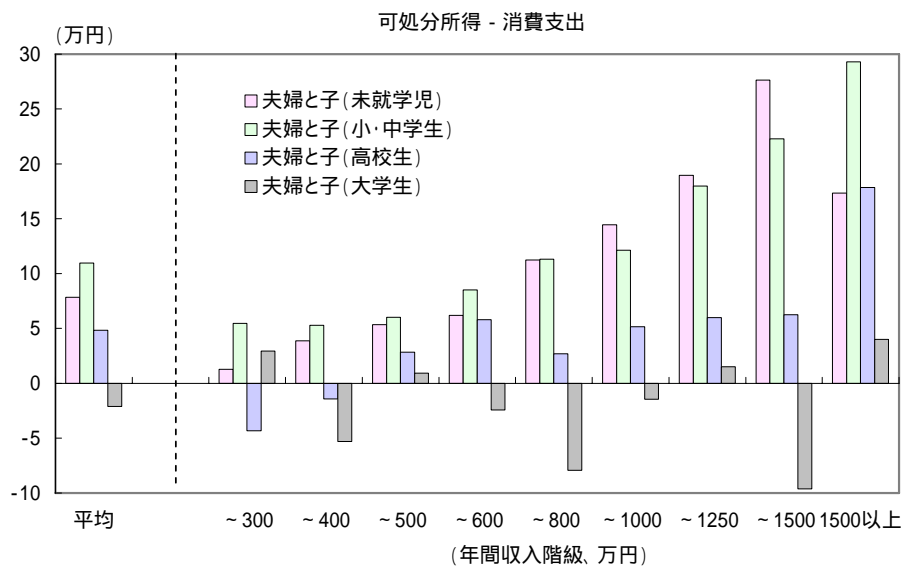
(注) 1. 勤労者世帯が対象。
2. 年間収入階級別のデータについては、特に収入が少ない階級や多い階級ではサンプルバイアスに留意する必要がある。
(出所) 総務省「全国消費実態調査(平成 16 年)」より野村資本市場研究所作成

教育支出が消費支出に占める割合を見ると、子が中学生までは平均で 5%にも満たない。しかし、子が大学生になると教育支出は平均で 18%と高くなる。また、子が大学生の世帯の教育支出は、どの年間収入階級を見ても突出していることがわかる。これらの世帯の家計収支を図表 9 で確認すると、子が大学生の世帯では平均で支出超過に陥っており、年間収入階級別で見てもほとんどが同様に支出超過に陥っていることがわかる。これらの世帯では貯蓄の取り崩しや借り入れで不足分を補っている。

3. 高まる奨学金へのニーズ

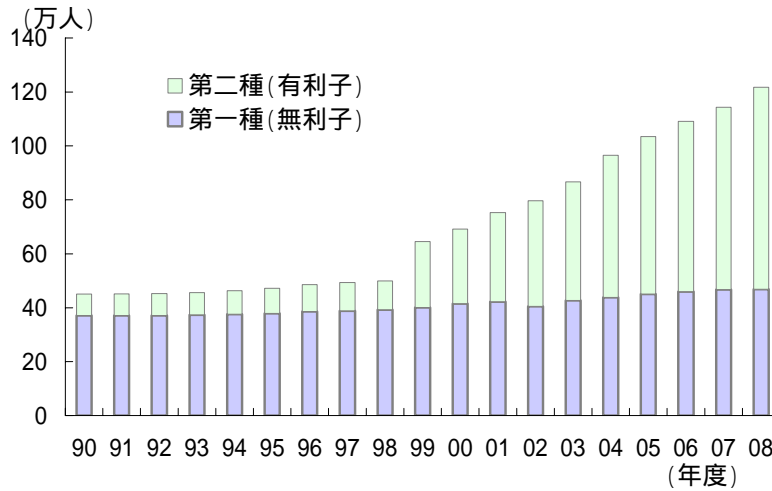
家計の教育資金調達手段への公的支援制度が縮小していることは 章で既に指摘した。近年は、残された選択肢である日本学生支援機構の貸与奨学金に対して家計ニーズが集中しており、その利用者は過去 10 年で 2 倍以上に急増した(図表 10)。また、東京私大教連の調査によると、奨学金を「希望する人」や「実際に申請した人」の割合は 1983 年度の調査開始以来、過去最高に達している(図表 11)。私立大学に子を進学させる家計は一般に比較的裕福であると考えられるが、それでも奨学金を希望する割合は平均で 6 割を超えている。2008 年度の同調査によると、私立大学に子を入学させた家庭のうち、5 人に 1 人が入学費用を借入れで調達しており、その金額の平均は 164 万円となっている。

図表 9 子の教育段階別の家計収支



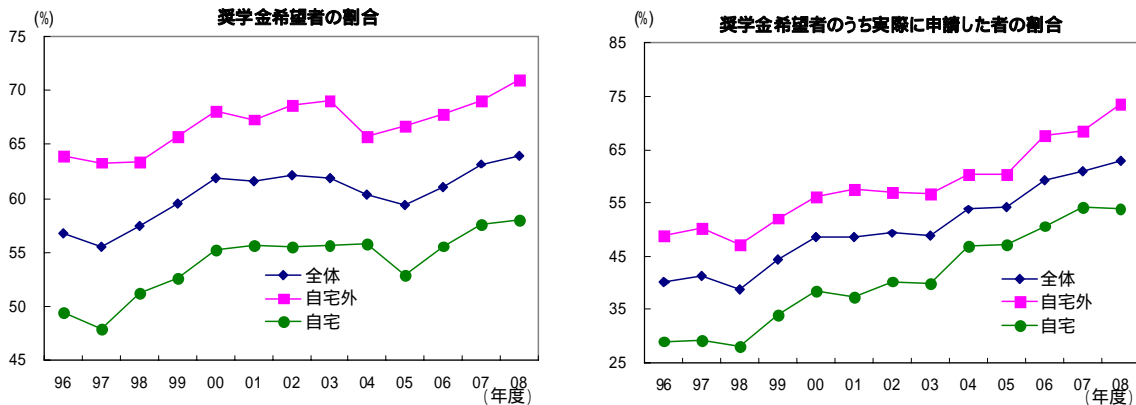
(注) 月次平均の収支を示している。他は図表 8 に同じ。
 (出所) 総務省「全国消費実態調査(平成 16 年)」より野村資本市場研究所作成

図表 10 日本学生支援機構の奨学金貸与人数の推移



- (注) 1. 数字は高等学校奨学金分を含む。
 2. 1999年度に有利子奨学金の貸与人員が大幅増員され、事業費総額が1000億円増額されるとともに、貸与月額を選択制の導入や、貸与に関する学力基準および家計基準の緩和が図られた。
 (出所) 日本学生支援機構「日本学生支援機構 2008 概要」などから野村資本市場研究所作成

図表 11 家計の奨学金希望状況



- (注) 調査対象は私立大学新入生家庭で、日本学生支援機構を含む奨学金に関して尋ねた結果である。
 (出所) 東京私大教連「2008年度私立大学新入生の家計負担調査」より野村資本市場研究所作成

4. 家計の教育費負担が増す背景

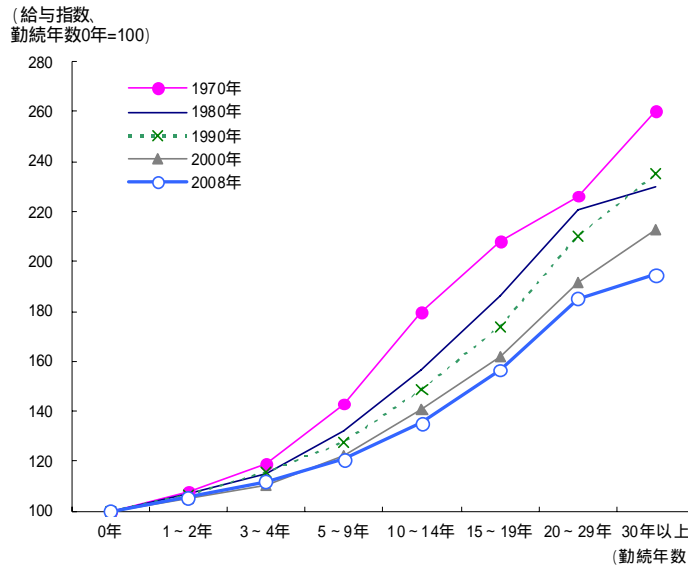
このように、家計の教育費負担感は低所得家計だけではなく平均的家計でもますます高まっているわけだが、この背景には教育費の値上がりの他に、家計の所得側の事情もある。

第一に、現役世代の平均所得が伸び悩んでいることである(図表 12)。日本の賃金体系は、かつては勤続年数が長くなるほど賃金が高くなるのが特徴であった。しかし近年は、勤続年数が長くなっても、以前のように賃金が伸びなくなっている。例えば、1970年には30年以上働けば所定内給与は新人の2.6倍になったが、2008年には2.0倍へと鈍

化している。大卒男性に限るとこの傾向は更に顕著になり、1970年には30年以上働けば所定内給与は新人の3.6倍になったが、2008年には2.0倍にしかならない。また、図表12に示した数字は平均賃金であるが、成果主義を導入する会社が増えたこと等から、同じ勤続年数でも得られる賃金のばらつきは近年大きくなっており、平均を下回る賃金しか得られない人も増えている。

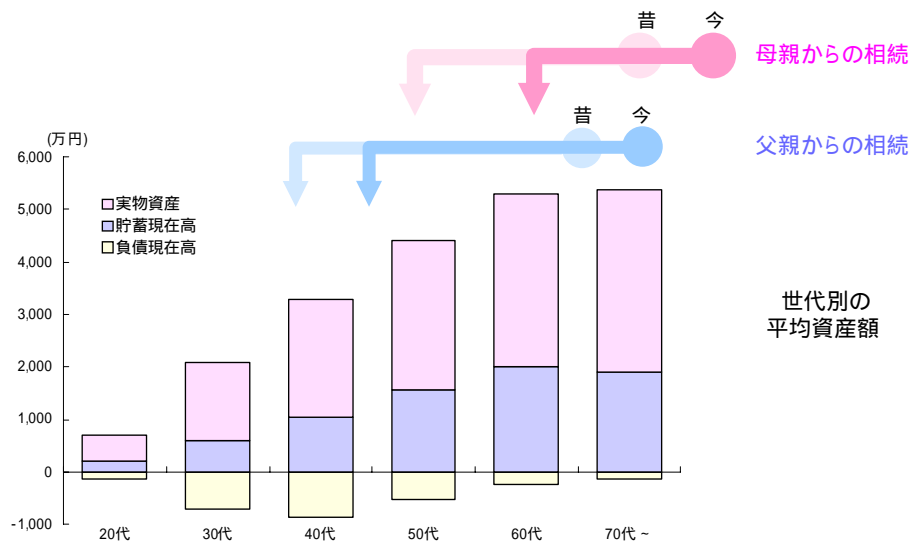
第二に、相続のタイミングが後ずれしていることも挙げられる(図表13)。近年、

図表12 伸び悩む平均賃金



(注) 全労働者の所定内給与額を、勤続年数0年を100として指数化した。
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より野村資本市場研究所作成

図表13 世代別の平均資産額と相続タイミング



(注) 世代別の平均資産額については総世帯・全世帯の値である。
 (出所) 総務省統計などから野村資本市場研究所作成

人々が一層長生きするようになっているため、親の遺産を相続する時点での子の年齢も上昇している。相続する時点での子の年齢を試算すると、かつては 40-50 歳代で遺産を相続していたのが、近年は母親から遺産を相続するのは 60 歳代後半になっている。一般的な家計の場合、父親が他界した時点では妻である母親が遺産の大部分を相続することが多い。その後、母親が他界した時点で初めて両親の全遺産が子に移るため、子の資産が増えることになる⁷。

これらの理由により、修学期の子がいる世代である 40~50 歳代の家計の所得・資産状況は、過去の同世代と比べてもより厳しい状況に陥っていると考えられ、その分、教育費の負担感が高まっていると考えられる。

5. 「教育をあきらめる家計」が増加するリスクが懸念される

懸念されるのは、世界的な不況下で、これまで子の教育費負担のために無理を重ねてきた家計のうち、負担に耐えかねて子の教育をあきらめる家計が増えてゆくことである。文部科学省の調査によると、学校授業料の滞納件数も増えており、収入減少のために子の教育費を払えない家計が増えている⁸。また雇用環境の悪化は、大学進学の影響にも影響する。これまでは大学を卒業して正社員として定年まで働く人が多かったが、不況下では就職出来ない人も増えている。フリーターとして働く場合、高卒との賃金格差はほとんどないため、所得増分で見ると大学進学は小くなり、大学進学は投資収益率はマイナスになる。家計の資産選択の観点から見ると、大学進学が高いリターンを得られる投資先とは必ずしもいえないことになる。

家計の教育支出は、最終的に子の大学進学を念頭に、早期からの塾通いや中学・高校段階の進学先決定がなされている場合も少なくない。そのため、大学進学をあきらめれば節約できる金額も多いことに気づき、子の教育をあきらめる家計が増えるリスクがあろう。しかし教育をあきらめれば、子世代で新たな格差につながる懸念される。

家計に対する支援体制

1. 教育機関からの家計サポートは望み薄

今後、教育機関や政府が家計をサポートする可能性はないのだろうか。まず教育機関の状況を確認する。わが国の大学の収益構造の特徴を見るために、米国の大学と比較したものが図表 14 である。わが国の大学では、学生からの収入が大学全体の収入の 5 割以上を占めていることが特徴で、その割合は米国の大学と比べて約 2 倍に相当する。わが国の大

⁷ この節で指摘している家計状況の変化に関しては宮本佐知子「家計の資産選択に相続が及ぼす影響」『財界観測』2007 年秋号参照。

⁸ 文部科学省調査によると、大学・短大・高等専門学校では 2008 年度の授業料滞納者が前年度末に比べて約 4000 人増え、経済的理由による中退者も同 1.6% 増えている。

図表 14 大学収入内訳の日米比較

	日本 (2007年度)		米国 (2005-6年)		
	法人全体	付属病院除く	法人全体	医学部除く	
収入総額	2兆4304億円	1兆7939億円	1527億ドル	1453億ドル	
学生	<内訳>				
学生	学生生徒等納付金	51.4%	69.6%	} 29.0%	
	手数料	2.7%	3.6%		} 29.6%
財政	補助金	9.9%	12.4%	14.2%	13.7%
大学	寄付金	3.2%	4.1%	12.0%	12.0%
	資産運用収入	3.0%	3.6%	23.3%	24.2%
	事業収入	28.5%	2.6%	17.6%	17.0%
	資産売却差額	0.9%	1.2%	} 3.8%	} 3.5%
雑収入	2.4%	2.8%			

(注) 私立大学の数字を示した。

(出所) 日本私立大学連盟「加盟大学財務状況の概要」、米国教育省資料より野村資本市場研究所作成

学は学生からの収入への依存度が高いだけに、授業料を下げたり大学独自の給付奨学金を充実させることは、即、大学全体の収入減につながる。そのため、これらを実施することは現実的には難しく一層の経営努力が求められる状況にある。

なお、わが国では大学授業料の値上がりが続いてきたことは既に述べたが、このトレンドはわが国だけに見られるものではない。米国でも大学授業料は値上がりしており、4年制大学の授業料は過去10年間で公立校は2.0倍、私立校は1.7倍になっており、医療費や石油と並ぶインフレ品目といわれている。大学授業料が値上がりする背景として、大学の支出の大半を人件費が占めており、教員の質や量を高めるために給与が引き上げられていることや、施設設備を充実させるためにもまとまった資金が必要になり、これらは学生を惹きつける上での投資でもあること、が指摘されている。

米国の大学授業料の水準自体は世界トップクラスであるが、米国では大学授業料の金額は、家計が実際に負担している金額の平均値ではない。というのも、米国では、政府や大学独自の給付奨学金や税制優遇等を通じた家計支援があるため、これらを名目授業料から除いた実際の負担額(純授業料)は、名目授業料に比べてはるかに低くなるからである(図表15)。この純授業料は、公立校では名目授業料の6割引、私立校では4割引に相当する。そのため、わが国と米国の大学入学費用を純授業料で比較すると、国公立大学の場合には米国の方が安く、私立大学の場合でも米国と大差ない状況にある。そのためわが国の大学は、国内では少子化で、国外では留学生獲得で、厳しい競争に晒されている。

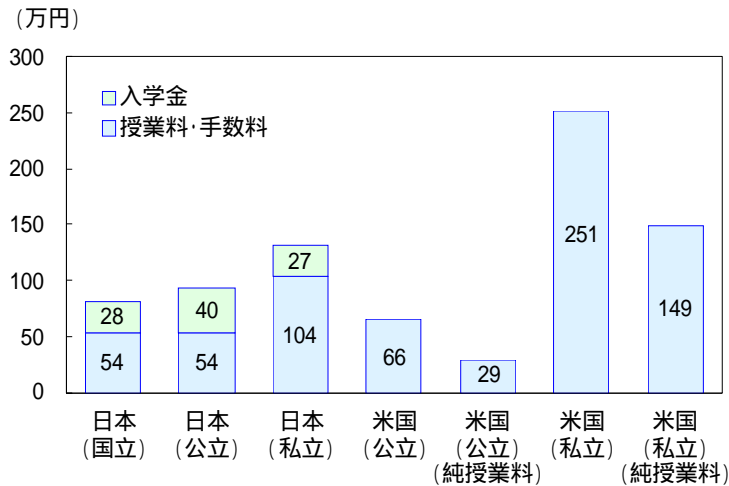
2. 厳しい財政状況の下で政府部門からの家計サポートはどこまで可能か

次に政府部門に目を転じる。大学教育段階における公財政支出について、わが国の特徴

を考えるために他国と比べたものが図表 16 である。わが国では教育機関への補助が 78.5%を占めており、機関補助が中心であることは他の OECD 諸国とも共通する。むしろ、わが国の特徴は、家計への補助の仕方が「給付」ではなく「貸与」が圧倒的に多いことにある。現在、家計への補助である奨学金事業の大半は、日本学生支援機構を通じて実施されている、将来返還されることを前提とした貸与奨学金である⁹。

研究によると、低所得家計の進学率を高めるには、貸与奨学金や税制優遇よりも給付奨

図表 15 大学入学費用の日米比較



- (注) 1. 数字は日本は 2008 年、アメリカは 2008-9 年の値を 1 ドル 100 円で換算。
 2. 日本の私立大学の授業料・手数料には施設設備費 18.7 万円を含む。米国の純授業料は、授業料から奨学金等を差引後の、学生が実際に支払う平均額を指す。

(出所) 文部科学省資料、Collegeboard 資料より野村資本市場研究所作成

図表 16 公財政教育支出の内訳 (大学教育段階)

	教育機関への直接支出	家計・学生への補助 (%)		
		給付	貸与	小計
カナダ	84.5	11.5	2.8	14.4
フランス	92.1	7.9	a	7.9
ドイツ	80.9	14.1	5.1	19.1
イタリア	83.2	16.8	n	16.8
日本	78.5	0.7	20.9	21.5
イギリス	74.2	6.7	19.1	25.8
アメリカ	76.5	14.9	8.6	23.5
OECD平均	82.4	10.4	7.8	17.3

- (注) 数字は 2005 年。a は制度がないため該当するデータがないことを、n は無視できるほど小さいかゼロであることを示す。

(出所) OECD “Education at a Glance 2008”より野村資本市場研究所作成

⁹ 同機構によると平成 20 年度の奨学金貸与事業費予算は 9013 億円である。

学金の方が大きな効果がある¹⁰。問題は費用が高むことである。貸与奨学金制度と異なり給付奨学金制度は資金が返還されないため、資金の流れは政府から家計へと一方向である。現在は、低所得家計だけではなく平均的な家計の教育費負担も重いため、給付奨学金だけで平均的な家計の大学教育費負担を軽減させるには相当の金額が必要になる。政府は、国際社会や国民生活全体の動向を大局的に捉え、社会経済のニーズに応じた政策を立案し、財政資金を効率的に配分し使用することが求められている。政府の厳しい財政状況を考えると、家計の大学教育費負担を軽減させるために予算を無尽蔵に使うことが許される状況にはなく、資金配分の仕組みの見直しや効率性を検討してゆく必要がある。

3．新たな問題：平均的な家計でも進学をあきらめるリスク

少子高齢化の進展は、年金、医療、介護といった高齢者向けの公共サービスに対する支出が増加し、教育に対する支出を低下させることになりやすい。そのため、財政からのサポートが限られる中では、そのしわ寄せは全て家計にかかってくることになる。これまでも家計の教育費負担は重かったが、前述したように所得減少や教育の投資収益率の低下などで、子の教育をあきらめる家計が増加するリスクが懸念される。

しかし、少子高齢化が進むわが国では、家計に教育をあきらめさせない必要がある。人口が減少しているわが国では、教育投資を通じて生産性を引き上げることが国の競争力を低下させないために必要な課題である。さらに現在では、国レベル・企業レベルだけでなく労働者レベルでもグローバルな競争は激しさを増している。今後は労働者が自身の競争力を高めるために高度な教育へ投資する必要性はますます高まっている。

問題は、低所得家計だけではなく、平均的な家計でも大学教育費負担が重くなっていることであり、大学進学をあきらめる家計が増えるリスクは低所得家計に限らないという点である。そのため、大学教育費負担の解決策は、低所得家計だけでなく平均的な所得層も対象とするような制度が求められている。

大学教育費負担を巡る問題は、大学教育の中身や、大学の在り方、教育予算全体の中での大学教育の位置づけなど様々な論点がある。どの論点も重要だが、改善する道筋を明らかにし実際に改善されるまでに長い時間が必要であろう。大事なことは、それまでに現在の状況が更に悪化することを食い止め、教育をあきらめる家計が増える前に手を打つ必要があり、そのためには今どうするべきかである。

政府が教育支出を大胆に増やせない限り、これまで通り家計の自助努力に頼る姿は変えられないだろう。その中で、現実的な導入のしやすさを考えると、喫緊に求められている選択肢とは、家計の自助努力を支援し、努力した効果を実感できるような政策であろう。

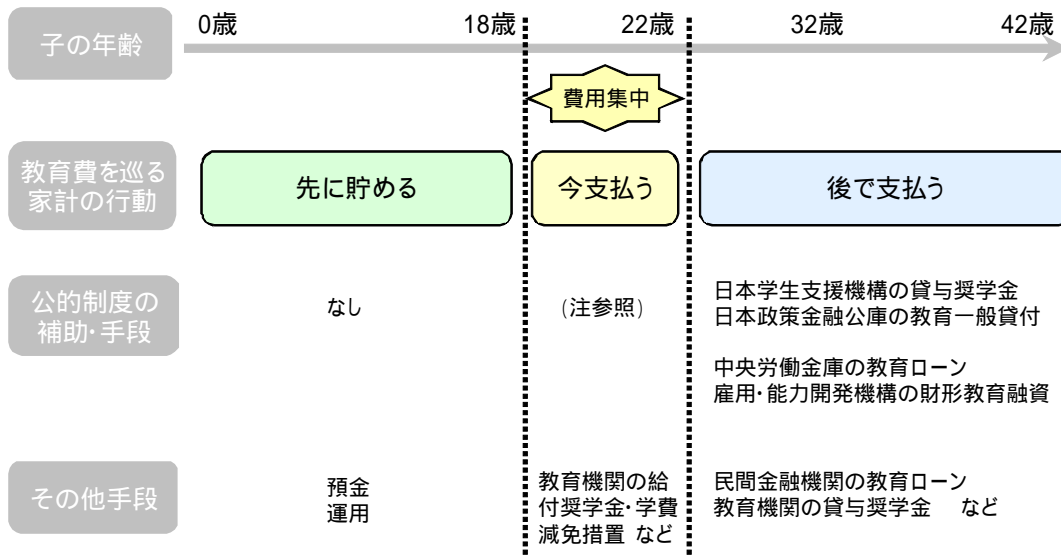
¹⁰ 給付奨学金の進学促進効果は、事前に免除されることがわかっている場合に大きくなる。なお、日本学生支援機構の奨学金については、死亡、精神・身体の障害によって返還できなくなった時、大学院で受けた奨学金について「特に優れた業績をあげた」と機構が認定した時（第一種奨学金（無利息）のみ）に該当する場合、奨学金の返還を免除されることがある。これを実質的な給付奨学金と見なすこともできるが、進学する時点では免除されるかはわからない。

問題解決のための考え方

1. 問題の所在は大学在学時の多額の支出集中

家計が大学教育費用の手当のために利用できる公的制度が、改革や民営化の流れの中で、これまで以上に限られたものになっていることは既に述べた。しかし、以前あった制度を復活させるだけでは、家計の問題は解消しないだろう。というのも、家計の教育費用の「問題の本質」は、多額の支出が大学在学期に集中することにあるからである（図表17）。章で指摘したように、教育段階別に見ると教育費は大学段階で跳ね上がる上、中学・高校と教育段階が上がるにつれて教育費が家計を圧迫してゆき、子が大学生になると毎月の可処分所得だけでは手当できなくなっている。ここで筆者が考える「問題の解決策」は、その多額の支出が集中することに対して、家計がその費用を「時間分散」する手段を提供することである。わが国の場合、公的制度は大学進学で費用が発生した後で支払う手段に集中している。問題は、「時間分散」手段として、大学で使う資金を「先に貯める」手段がないことである。

図表 17 わが国に欠けている「大学教育費負担の時間分散手段」



(注) 子に対しては特定扶養控除、本人に対しては給与所得の特定支出控除の対象として認められるが、教育に限定しているものではない。なお日本学生支援機構の貸与奨学金の返還免除は、実質的には当欄に該当すると解釈することもできる。

(出所) 野村資本市場研究所

2. 問題の解決策は「時間分散」の手段：「先に貯める」ことを支援する制度

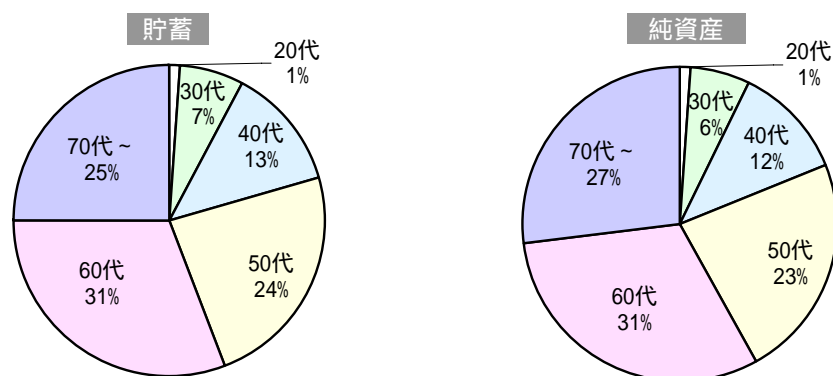
大学教育費用を「時間分散」という観点からは、「後で支払う」だけでなく「先に貯める」ことや「今支払う」ことを支援する制度があることは重要である。後で支払うという選択肢は、大学教育費用を本人が支払う場合には適した選択肢であるが、親が支払う場合には親自身の生活資金との配分を考える必要がある。年金、医療、介護などの私的負担が高まる一方、長寿化が進んでいる中で、親が自身の長い退職後の生活のために確保したい資金額は増えていよう。退職後の生活資金を蓄える時期や住宅ローン返済時期と、子の教育ローン返済時期が重なることにより、家計の資産計画は難しさが一層増している。

そのため、現在わが国で欠けている、教育資金を「先に貯める」ための支援制度を設け、家計に対して教育資金を積み立てるための自助努力を支援すべきであろう。親が子のために蓄える場合のみならず、本人が自らのために蓄えることに対しても同様に支援すべきであろう。

3. 家計の世代間の自助努力への支援

家計の自助努力を支援するという観点では、もう一つ考慮すべき点がある。わが国の家計資産の特徴は、世代別にみると60歳以上に偏っており、わが国全体の貯蓄や純資産の6割を占めることである（図表18）。この状況を踏まえて、家計の世代間での相互助け合いを円滑にし、余裕のある世代が次世代育成のために資産を移転することを支援する方法があってもよいのではなかろうか。実際、孫の教育費を支払う祖父母の姿は珍しいものではなくなっている。

図表 18 わが国の家計資産の世代別分布



- (注) 1. 数字は総世帯・全世帯である。
 2. 純資産は貯蓄から負債を除き実物資産を足して計算。
 (出所) 総務省「全国消費実態調査(平成16年)」より野村資本市場研究所作成

現行の贈与税制の下では、教育費であっても他の用途と同様に贈与税の課税対象となる。贈与税を納める方法には、暦年課税と相続時精算課税¹¹がある。後者を選べば贈与時の非課税枠を引き上げることができ、実際に相続税を課されるのはわずか 4%の人だけなのだが、制度の利用者数は伸び悩んでいる。将来必要となる資金額がわからないため、資産を譲るのはできるだけ後にしたい心理が働いていると考えられる。

加えて、現行の税制では住宅に対してのみ特別な扱いが認められている。相続時精算課税制度では、住宅取得資金の贈与の場合に例外規定が設けられている¹²。また 2009 年 4 月の追加景気対策では、住宅の購入・増改築資金を生前贈与された場合、500 万円まで贈与税が非課税となる制度が導入された¹³。住宅は人生最大の買い物であるためこのような措置がとられているのであろうが、二番目に大きな買い物である教育については優遇されていない。将来の人材育成へ向けた投資である教育についても、例外規定を設けることなどによって、家計の教育を目的とする世代間の資産移転を支援する意味合いを持たせることはできないだろうか。その際、親族内の世代間移転を助けるだけでなく、広く次世代を支援するような仕組みにすることで、余裕ある家計とその親族だけが便益を受ける仕組みにならないような工夫が望まれよう。

他国に見る家計の大学教育費負担支援策

1. 家計の教育費負担支援に関する政策比較

そもそも教育は、個人のみならず社会全体にもたらすメリットも大きい。そのため主要先進国では、教育を重要な政策課題に位置づけ、家計の教育費負担を支援する制度についても工夫を重ねている。

大学教育費が世界でトップクラスの米国とわが国について、家計の教育費負担に対する支援制度を比較すると、米国には多様な支援制度があることがわかる（図表 19）。特に教育資金を「先に貯める」「今支払う」ことへの支援に該当する税制優遇措置がわが国では導入されていない¹⁴。財政の観点から制度導入の可能性を考えると、「今支払う」ことへの支援は現在の歳入減になるため他の歳出項目との調整が必要になるかもしれないが、「先に貯める」ことへの支援ならまだ発生していない歳入であり導入させやすいのではないだろうか。

¹¹ 2003 年から導入された相続時精算課税制度では、贈与時に贈与税を納め、相続時に既に納めた贈与税と相続税の差額を精算する。将来相続関係に入る親子間（親 65 歳以上、子 20 歳以上）の贈与について、2500 万円の非課税枠まで何回でも多年にわたって非課税での贈与を行うことができ、非課税枠を超えた贈与についても税率は超過額の一律 20%である。相続時には、生前に贈与を受けた財産は贈与時の時価で相続財産に合算した上で相続税額を計算し、生前贈与において既に納付した贈与税額は相続税額から控除される。申告者は平成 20 年分で 7.4 万人（前年比 17%減少）である。

¹² 贈与者の年齢要件が除外されるとともに、非課税枠が 3500 万円と 1000 万円上乗せされる。

¹³ 2 年間の限定措置で、2009 年 1 月から 2010 年 12 月 31 日までの贈与が対象である。

¹⁴ 子に対しては特定扶養控除、本人に対しては給与所得の特定支出控除の対象として認められているが、教育に限定しているものではない。

図表 19 家計の大学教育費負担への支援制度の日米比較

	支援主体・方法	税制優遇	給付	貸与	
				本人	親
米国	政府				
	教育機関				
	財団・企業				
	民間金融機関				
日本	政府				
	教育機関				
	財団・企業				
	民間金融機関				

(出所) 野村資本市場研究所

2. 米国の 529 プラン

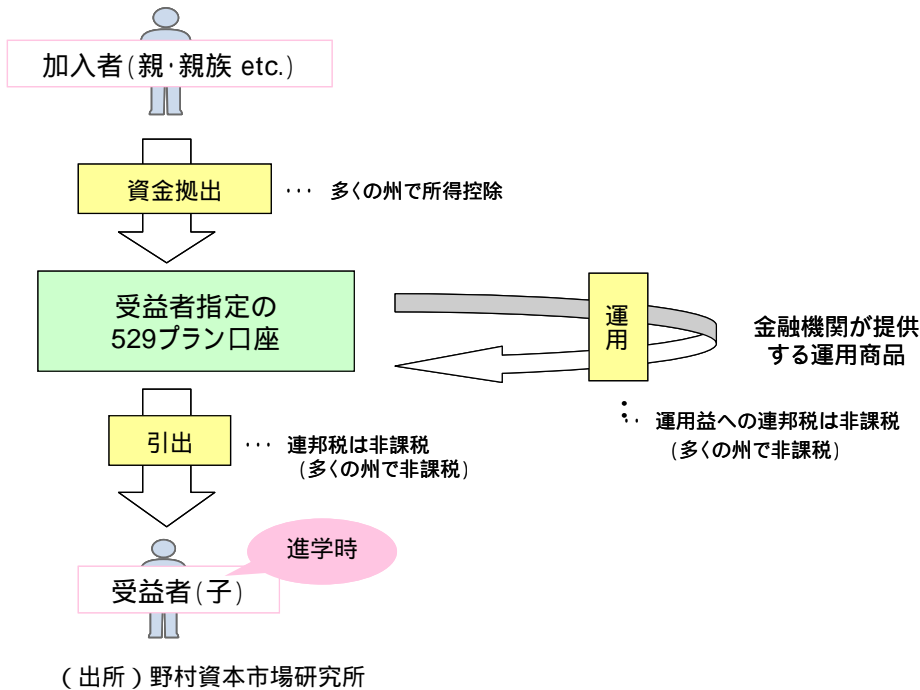
米国で大学教育資金を「先に貯める」ことを支援する制度としては、529 プランが挙げられる。この制度は内国歳入法 529 条に基づくため 529 プランと呼ばれており、近年特に利用者が増えている。連邦政府が認可し、各州政府がその導入を個別に決めるが、現在では全ての州とワシントン D.C. で導入されている。

この 529 プランは、両親や祖父母等が子を受益者に指名した上で、大学教育費を積み立てる際、税制上の優遇措置を受けられるという制度である(図表 20)。利用者の年齢制限がなく、子の親族でなくても拠出することが可能である。拠出時には州税上の所得控除が認められることが多く、運用時や引出時には連邦税は非課税、州税も多くの州では非課税であり、贈与時や相続時にも税制上の優遇措置がある。

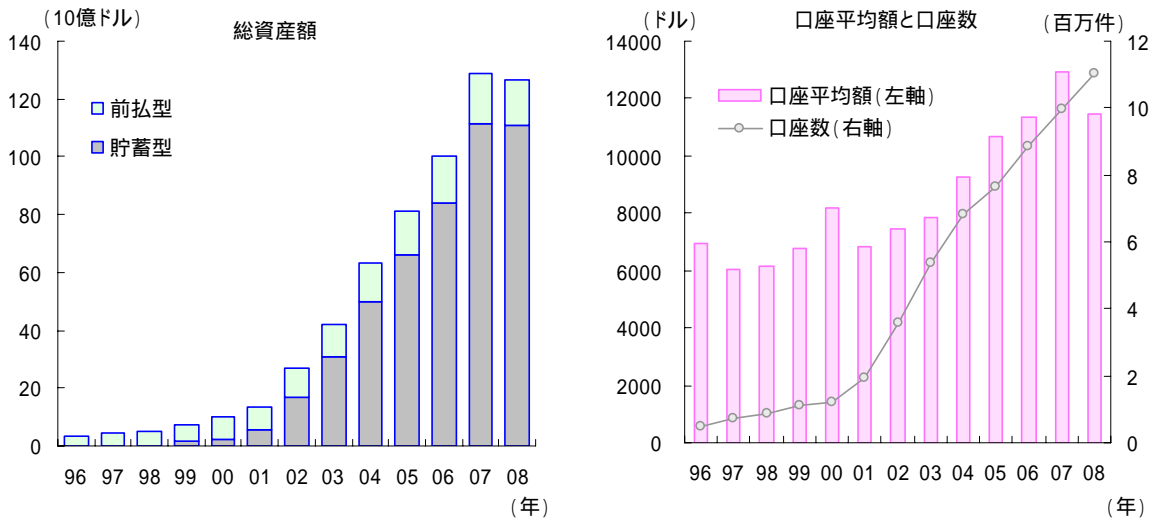
529 プランには、「授業料前払型」と「大学教育資金貯蓄型」の二種類がある。現在は「大学教育資金貯蓄型」が全体の約 9 割を占めるに至っている(図表 21)。「大学教育資金貯蓄型」とは、年間一定額まで個人口座に積立て、金融機関の提供する運用商品の中から投資先を選択し運用する制度である。受益者が進学する際には、口座に積み立てられた資金を受け取るが、その資金は授業料や寮費など、あらかじめ定められた用途に使う必要がある。もしも、当初指定した受益者が資金を必要としなくなった場合には、将来進学する他の親族へ受益者を変更することができ、税制上の優遇措置もそのまま受け取ることができる。

「授業料前払型」は、両親が今日の水準の大学授業料相当を拠出しておけば、その後授業料が上昇しても、将来の授業料が納付済みであることを保証するものである。仮に州外

図表 20 529 プランの仕組み



図表 21 529 プランの資産額・口座数の推移



(注) 2008年の数字は6月末。その他は12月末。
 (出所) Collegeboard “Trends in Student Aid”より野村資本市場研究所作成

の大学や私立大学へ進学した場合でも同等の金額を受け取ることができる¹⁵。米国での529プラン導入の経緯を遡ると「授業料前払型」が原型であり、2001年までは「授業料前払型」の資産額の方が多かったのだが、現在では「大学教育資金貯蓄型」を採用する州が

¹⁵ 州が提供するものの他に私立大学グループが作る Independent 529 プランがある。但し図表 21 のデータには含まれていない。

多く資産額も圧倒的に多くなっている（図表 21、22）。

529 プランの規模は、2008 年 6 月時点で総資産額は 1267 億ドル、口座数は 1100 万口座、口座平均資産は 11471 ドルである。

3．英国のチャイルド・トラスト・ファンド

因みに英国にも、子供向けの税制優遇貯蓄制度がある。2005 年 4 月から導入されたチャイルド・トラスト・ファンドである。この制度では、子の誕生時と 7 歳の誕生日の 2 回にわたり、国から給付金として 250 ポンドのバウチャーが親に支給され¹⁶、親が子のために金融機関に開設したチャイルド・トラスト・ファンド口座でその給付金を投資商品で運用し、運用益は非課税で積み立てることができる（図表 23）。子の親族や知人はこの口座に任意で拠出することができるが、口座への拠出額上限は年間 1200 ポンドと定められている。子が 18 歳になるまでは口座から資金を引き出せないが、口座の資金の用途に対する制約はない。政府のバウチャーは 2002 年 9 月 1 日以降に誕生した英国在住の子に給付されており、2008 年 4 月時点ではチャイルド・トラスト・ファンド口座数は 342 万件、資産額は 17.7 億ポンドである¹⁷。

図表 22 米国各州での 529 プラン導入状況

州名	前払型	貯蓄型	州名	前払型	貯蓄型
アラバマ	1990	2002	ネブラスカ		2001
アラスカ		1991	ネヴァダ	1998	2001
アリゾナ		1999	ニューハンプシャー		1998
アーカンソー		1999	ニュージャージー		1998
カリフォルニア		1999	ニューメキシコ		2000
コロラド	1997	1997	ニューヨーク		1998
コネティカット		1997	ノースカロライナ		1998
デラウェア		1998	ノースダコタ		2001
フロリダ	1988	2002	オハイオ	1989	2000
ジョージア		2002	オクラホマ		2000
ハワイ		2002	オレゴン		2001
アイダホ		2001	ペンシルヴァニア	1993	2002
イリノイ	1998	2000	ロードアイランド		1998
インディアナ		1997	サウスカロライナ	1998	2002
アイオワ		1998	サウスダコタ		2002
カンザス		2000	テネシー	1997	2000
ケンタッキー	2001	1990	テキサス	1996	2002
ルイジアナ		1997	ユタ		1996
メイン		1999	バーモント		1999
メリーランド	1998	2001	ヴァージニア	1996	1999
マサチューセッツ	1995	1999	ワシントン	1998	
ミシガン	1988	2001	ウェストヴァージニア	1998	2002
ミネソタ		2001	ウィスコンシン		1997
ミシシッピ	1997	2001	ワイオミング		2000
ミズーリ		1999	コロンビア特別区		2002
モンタナ		1998			

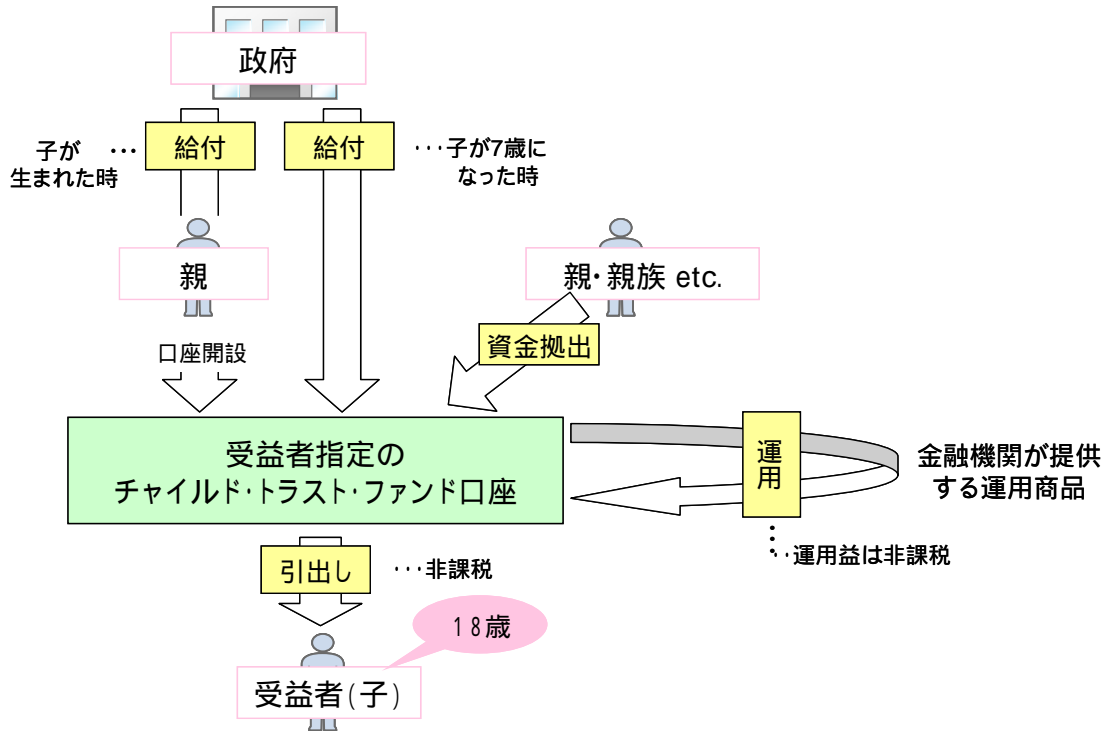
（注） 各州の導入年を示した。

（出所） Cerulli Associates “Quantitative Update”より野村資本市場研究所作成

¹⁶ 低所得家計にはさらに 250 ポンドが追加給付される。

¹⁷ HM Revenue & Customs “Child Trust Fund Statistical Report 2008”より。

図表 23 チャイルド・トラスト・ファンドの仕組み



(出所) 野村資本市場研究所

この制度は英国の貯蓄・資産保有推進政策の一環として導入されたもので、制度を通じて、英国の全ての子が大人になった時点で金融資産を保有していること、子が貯蓄の習慣を身につけられるように奨励すること、貯蓄の利点を教えること、金融の仕組みを理解できるようにすること、を意図している。この制度は大学教育資金作りを直接の目標に掲げていないものの、子が大人になった時点で自らのために使える資金が手元にあることを目指しており、子の人生の選択肢を広げると同時に人生のスタート時点での格差を埋めることを助けると期待されている。

4 . 終わりに

わが国の場合、現役世代の貯蓄率は米国や英国に比べて総じて高いことから、貯蓄を支援する制度は、わが国では多くの家計がその恩恵を受けることができよう。実際の導入に際しては、人的資本の充実という目的から考えると国税による税制優遇措置が適切と考えられるが、将来的には地方自治体による導入も、地方独自色を強め魅力を高めるという観点から検討することも考えられよう。

家計の資産計画の観点から考えると、教育資金は住宅購入や老後の生活費などに比べて必要資金を予め見積もりやすい。そのため、資金計画を立てやすいライフイベントについ

ては、事前に資金を積み立てる自助努力を支援する制度が望ましいのだろうし、ふさわしいのだろう。前述した米国の 529 プランは、家計の自助努力を支援し、努力した家計に報いることができることと、高齢者が持つ資産に対して次世代教育に目的を絞った移転を促す機能があるという点において、英国のチャイルド・トラスト・ファンドも同様に家計の自助努力を支援し、努力した家計に報いることができることと、わが国でもニーズが高い金融教育を兼ねられるという点において、参考にできる点が多いのではないだろうか。

なお、2009 年 8 月 3 日と 4 日、経団連会館において自民党と民主党からそれぞれマニフェストに関する説明会が開催された。配布資料によると教育分野の政策は次の通りであった。

■ 幼児教育から義務教育分野

自民党は「3～5 歳児に対する幼稚園・保育所等を通じた幼児教育費負担を段階的に軽減し、2012 年度から無償化する」、民主党は「子ども手当を創設し、中学卒業までの子ども 1 人あたり年 31 万 2000 円を支給」「2010 年度は半額、2011 年度からは全額を支給」としている。また、認可保育園への待機児童対策については、自民党は「新待機児童ゼロ作戦等による保育サービスの集中整備」、民主党は「小・中学校の余裕教室・廃校を利用した認可保育所分園を増設、待機児童を解消する」としている。

■ 高校・大学教育分野

自民党は「就学援助制度の創設や新たな給付奨学金制度の創設、低所得者の授業料無償化」、民主党は「公立高校生の授業料相当額を助成、私立高校生には年 12～24 万円を助成」「大学生、専門学生の希望者全員が受けられる奨学金制度を創設」を掲げる。

■ 教育支出全体

自民党は「世界最高水準の義務教育を実現するため、OECD 諸国並みの公財政教育支出の確保を目指す」、民主党は「先進国中、著しく低いわが国の教育への公財政支出（GDP 比 3.4%）を、先進国の平均的水準以上を目標（同 5.0%以上）として引き上げる」ことも掲げている。

政府の財政状況に余裕がない一方で、低所得家計に限らず、平均的家計においても大学教育費負担の重さから、進学をあきらめるリスクが高まるという状況にある。予算を無尽蔵に使うことが許されない中では、旧来の延長線の施策に囚われずに問題の本質を見て効率的に機能する対策が必要となる。教育費の問題は、多額の支出が大学在学期に集中するという点が「問題の本質」であるので、「負担の時間分散」が効率的に機能することが「問題の解決策」となる。

しかし、現在日本でなされている施策、今回の両党のマニフェストで取り上げられていた施策は共に集中する教育費を「後で支払う」と「今支払う」ための政策である。「負担

の時間分散」の観点からは「先に貯める」ための支援策も有効であり、「後で支払う」と「先に貯める」は時間分散の両輪であると考えられる。また、「先に貯める」は、特に新たな施策であるので負担を軽減させる政策としての効率性（費用対効果）も大きいとも考えられる。